

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

事業者選定基準

防衛省

第1 事業者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、防衛省が本事業における落札者を決定するに当たり、最も優れた提案者を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

第2 評価の対象

本事業者選定に当たっての評価の対象は、入札された本事業に関して、別紙の大項目に示す事項に係る提案及び入札価格とする。

第3 事業者選定の方法

1. 選定方法の概要

事業者には、PFI事業並びに画像データ取得業務及び専用地上施設運用等業務に係る専門的な知識やノウハウが求められるため、落札者の選定に当たっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて選定する総合評価落札方式を採用する。

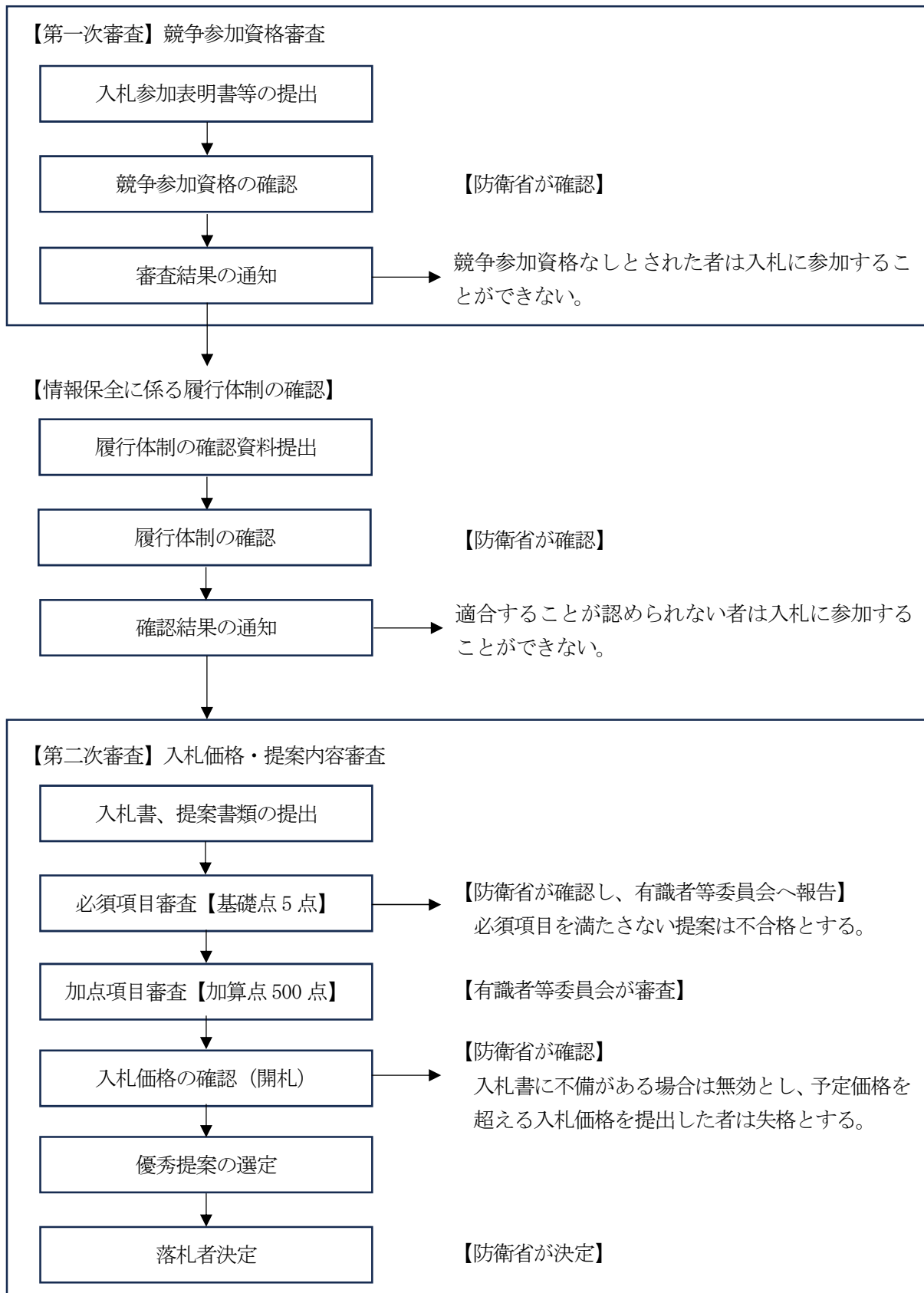
審査は、応募者の資格及び実績の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査は、第二次審査に必要な資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響を与えるものではない。

2. 事業者選定の体制

防衛省は、第二次審査の実施に当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等委員会から各入札参加者の提案に対する調査審議の結果を受けて、落札者を決定する。

第4 審査の手順

審査手順を以下に示す。



第5 第一次審査

応募者が本事業に携わる者として適正な資格と能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

第一次審査の手順は以下のとおり。

1. 資格審査

応募者が入札説明書に示す資格要件を満たしているか否かの審査を行う。

2. 実績等審査

応募者が入札説明書に示す実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第6 情報保全に係る履行体制の確認

本事業契約を履行するために必要となる、保護すべき情報を取り扱うための入札参加者の体制を確認するものであり、細部は様式集及び記載要領（資料－3）別紙による。

入札参加者は、入札の日までに履行体制の確認を受け、適合することが認められなければ、第二次審査を受けることができない。

第7 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の事業提案内容等を審査する。

1. 第二次審査の手順及び方法

(1) 事業提案内容の審査

入札参加者からの事業提案書類に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。

なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、当該箇所は審査対象としない。

ア 必須項目審査

事業提案が業務要求水準書（資料－2）に定める必須項目の要求水準を全て充足しているかを審査する。全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。合格者には、基礎点5点を付与する。

イ 加算項目審査

事業提案が必須項目の要求水準を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算項目）の要求水準について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。

(ア) 有識者等委員会の委員による評価及び採点意見の作成

有識者等委員会の委員は、別紙に示す評価の基準に基づいて優れた提案がされているかを分析し、各事業提案の評価を行った上で、採点意見を作成し、有識者等委員会に提出する。

(イ) 有識者等委員会による採点及び審査結果案の作成

有識者等委員会は、各委員の採点意見及びその平均値を踏まえ、審査結果案を作成し、防衛省に提出する。

なお、有識者等委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、事業提案に関する内容を確認する場合がある。また、有識者等委員会は、入札価格に比して事業提案の加算

項目について優れた点を認め難いものである場合、改善が望まれる点等について指摘又は意見を付すことがある。

(ウ) 防衛省による審査結果の決定・加算点付与

防衛省は、有識者等委員会の審査結果案をもとに、最終的な加算点を決定し、アにより付与された基礎点に加算点を付加する。

(2) 入札価格の確認（開札）

入札参加者の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。入札書に不備がある場合は、当該入札は無効とし、次号の総合評価は行わない。

なお、すべての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、原則として同日に再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再度公告する。

(3) 総合評価

ア 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の事業提案内容の審査結果及び前号の入札価格をもとに総合評価を行い、落札者を決定する。

なお、総合評価値の最も高い者を落札者とし、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

イ 評価内容の公表

防衛省は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算項目について評価した内容を含め、事業提案に関する評価内容を公表する。

2. 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める図面又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性、実現性及び各記載事項の矛盾の有無を判断及び確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容を優先するものとする。

(2) 必須項目審査

事業提案の内容が、要求水準を全て充足するか否かを審査する。

事業提案は、防衛省が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的に記載することが求められる。防衛省は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法及び内容であると判断できる場合に、必須項目の要求水準を充足するものとして判断する。

(3) 加算項目審査

加算項目審査では、事業提案が必須項目の要求水準を充足した上で、別紙に示す加算項目について優れた内容であるか否かの審査を行う。評価基準は加算項目ごとに設定され、各加算項目に配点が付される。

審査に当たっては、各項目に設定している評価の基準に基づき採点する。

なお、「Dワーク・ライフ・バランス等」の各項目の評価については、応募者が本事業の遂行のみを目的とした会社法に定める株式会社を設立する場合は、代表企業、構成員、協力企業の全てが各項目の基準を満たした場合に、加点する。

3. 事業提案の位置付け

落札者の提示した事業提案は、事業契約にその内容が反映されるものであり、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問、指摘又は意見への

回答も同様とする。

加算項目において、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算項目の評価基準に合致すると判断され加算点が付与された場合は、防衛省及び落札者の協議により実施方法を明確化し、これを契約締結時の要求水準とする。

第8 総合評価

1. 総合評価の手順

事業提案の審査結果及び入札価格に基づき、総合評価値を算定して入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

2. 総合評価の計算方法

提案内容の審査結果に入札価格点を加算し、総合評価値を算定する。

計算方法：総合評価値 = 事業提案審査の得点 + 入札価格点

事業提案審査の得点 = 基礎点 + 加算点 [配点：5 + 500 = 505点]

入札価格点 = 入札価格点の配点 [505点] × (1 - 入札価格 / 予定価格)

加算項目の評価の基準と配点

大項目	中項目	小項目	評価の基準	配点	
A 全般管理業務	全体の業務実施体制	本事業の実施体制、契約スキーム、類似実績	<p>・代表企業、構成員・協力企業の役割及び業務分担や応募者以外の民間事業者等から関心表明書の入手等により、契約後の円滑かつ確実な業務履行が期待できるか、等、SAR衛星と光学衛星を対象とした一体事業としての本事業の特性に対応した安定的かつ確実性の高い体制が計画され、役割分担や責任分担が明確かつ具体的に示されているか。</p> <p>また、PFI事業や衛星分野に関連する豊富な類似実績を有しており、具体的な実績案件が提示されており、本事業での確実な業務履行が期待できるか。</p>	5	95
		事業者の経営体制 事業者の出資構成	<p>・防衛省との総合調整・事業者の総括機能を果たす事業者の経営体制について記載されているか。この体制が、明確かつ具体的に提案されており、安定的な経営が執行できる体制が工夫されているか。</p> <p>・事業者の出資構成について記載されているか。また、出資構成や規模が綿密に計画され、確実な出資が期待できるか。</p>	5	

プロジェクトマネジメント	事業期間全体にわたる事業実施工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を安定的かつ円滑に進めるための適切な事業工程計画が記載されているか。また、事業管理上の留意事項を具体的かつ的確に認識し、それらに対するスケジュール管理や有効な対処方策等が示されているか。 	10	
	一体事業のためのプロジェクトマネジメント方針・セルフモニタリング計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者又は代表企業が自らモニタリングを実施し、報告する体制となっているか。 ・事業者、各業務実施企業及び金融機関のモニタリング実施内容が明確であり、実現性が高い内容となっているか。 ・一体事業としてのアベイラビリティ・パフォーマンス評価のための具体的なプロジェクトマネジメントやモニタリングの方針等の計画が記載されているか。 ・業務の質を恒常的に維持・改善する明確な方針や具体的な方策が示されているか。また、防衛省に対して積極的に提案する仕組みとなっているか。 ・緊急事態や不測の事態が発生した場合の責任者や対応フロー等が示されているか。 	15	

		緊急時、不具合発生時等におけるマネジメント方策	<ul style="list-style-type: none"> ・画像データ取得の各段階（設計及び製造、打上、試験、運用）及び専用地上施設運用等業務の各段階（整備、試験、運用）における緊急時、不具合発生時の主要なリスク事項を網羅的に抽出し、確実な衛星コンステレーションの構築及び安定的な画像データの取得が可能となるような方策の提案が記載されているか。事業者側のリスク分担内容が記載（負担者、負担の内容、リスク回避手段等）されているか。 	15	
	リスク管理	リスク対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者側でのリスク分担内容を記載（負担者、負担の内容、リスク回避手段等）されているか。 ・事業継続や資産保全等の観点からの事業者にリスクが極力滞留しない計画、リスクに対する明確な管理方策の計画が記載されているか。 	5	
		セキュリティ対策・秘密保全・情報保証	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保全・情報保証の観点からの万全な計画・体制が記載されているか。 	10	

事業収支・資金調達計画、財務・資金管理方針	事業の安定性・確実性を確保する事業収支計画、資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の安定性を確保するための適切な事業収支・資金調達計画が記載されているか。事業の特性に合わせてファイナンス手法が計画されているか。実績豊富な金融機関から関心表明書や融資確約書等を取得し、資金調達の確実性が高いか。 	10	
	効果的な財務・資金管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な財務・資金管理方針が記載されているか。 ・安定的かつ健全な財務状況を確保する具体的な方策が提案されているか。 	10	
民間商用事業計画	民間商用事業の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・民間商用事業を積極的に実施するための実施方針・事業計画が示されているか。 ・産業育成に資するマーケットの成長のための具体的な事業計画が記載されているか。 	5	
	本事業とのリスク分離	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省が画像データ取得の優先権を有するという制約条件がある中での本事業と民間ビジネスの効果的な両立方策について実現可能性が根拠に基づき記載されているか。 	5	

B 画像データ取得業務	スケジュール	構築スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的運用期間及び本格的運用期間における、本事業衛星の性能及び投入軌道、再訪頻度、撮像優先権、撮像要求から画像データの提供までの要領等、画像データ取得業務の要求水準を達成するための確実性の高い構築スケジュールが記載されているか。 	20	
		構築計画	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンを含む適切な製造・打上げ体制、製造・打上げ場所の確保、スケジュールと整合した確実性の高い事業計画が記載されているか。 ・本事業衛星の調達に関して、衛星の製造実績を基に、組織の設定、業務管理計画等を具体的に示し、かつ、製造経験を持つ人員や施設を配置・利用することにより、信頼性の高い優れた提案がされているか。 ・本事業衛星の運用に関して、衛星運用実績を基に業務管理計画等を具体的に示し、かつ、衛星の運用経験を持つ人員を配置する等、信頼性の高い優れた提案がされているか。 	20	240
		本格的運用期間の早期開始のためのスケジュール・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的運用期間の早期開始のための提案が記載されているか。 ・本事業衛星によるコンステレーションの早期構築の信頼性の高い具体的なスケジュールが提案されているか。 	20	

	不測の事態にも対応した方策等	・不測の事態にも対応した具体的な方策等の提案が記載されているか。	20
機能・性能	衛星の性能	・要求水準より優れた性能を有する衛星の運用に関する提案が、当該衛星の諸元及び実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。	20
	衛星の再訪頻度	・要求水準より優れた再訪頻度の実現に関する提案が、衛星の機数及び軌道等の実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。	20
	衛星の処理内容	・要求水準より優れた画像処理の実現に関する提案が、実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。	20
	衛星の画像取得時間	・要求水準より優れた画像取得時間の実現に関する提案が、実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。	20
	衛星の機数	・要求水準で要求される基準より多くの国産衛星を含めた衛星コンステレーションの整備に関する提案が、衛星コンステレーションの構成及び整備スケジュール等の実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。	20
	衛星の抗たん性や耐災害性など	・本事業衛星の抗たん性や耐災害性などの確保が具体的に記載されているか。	10
	衛星の機能・性能における技術向上	・本事業衛星の機能・性能において、最新の技術動向等を踏まえ、積極的に技術の向上に係る施策に取り組むことが	10

	運用		示されているか。 ・本事業衛星の機能・性能において技術の向上を見込む提案が具体的に記載されているか。		
		その他地上局の運用体制	・その他地上局の運用に関して要求水準より優れた運用に関する提案が具体的に記載されているか。	20	
		運用計画	・バックアップも考慮した、確実にサービスを受けられる計画の具体的な提案が記載されているか。	20	
C 専用地上施設運用等業務	スケジュール	統合運用システム等の整備スケジュール	・段階的運用期間及び本格的運用期間における、専用の端末、簡易システム、統合運用システムに対する要求並びに飯岡地上局との接続に対する要求を達成するための確実性の高い整備スケジュールが記載されているか。	10	130
		専用地上局の整備スケジュール	・本格的運用期間における専用地上局に対する要求を達成するための確実性の高い整備スケジュールが記載されているか。	10	
		統合運用システム等の整備計画	・統合運用システム等に関するサプライチェーンを含む適切な整備体制、整備場所の確保、スケジュールと整合した確実性の高い事業計画が記載されているか。 ・衛星の管制運用が可能な地上施設の整備に関して、製造実績を基に、組織の設定、業務管理計画等を具体的に示し、かつ、製造経験を持つ人員や施設を配置・利用することにより、信頼性の高い優れた提案がされているか。 ・統合運用システム等の運用に関して、衛星運用実績を基に業務管理計画等を具体的に示し、かつ、衛星の運用経験を持つ人員を配置する等、信頼性の高い優れた提案がされているか。	10	

	専用地上局の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・専用地上局に関するサプライチェーンを含む適切な整備体制、整備場所の確保、スケジュールと整合した確実性の高い事業計画が記載されているか。 ・専用地上局の整備に関して、製造実績を基に、組織の設定、業務管理計画等を具体的に示し、かつ、製造経験を持つ人員や施設を配置・利用することにより、信頼性の高い優れた提案がされているか。 ・専用地上局の運用に関して、衛星運用実績を基に業務管理計画等を具体的に示し、かつ、衛星の運用経験を持つ人員を配置する等、信頼性の高い優れた提案がされているか。 	10	
	統合運用システム等の本格的運用期間の早期開始のためのスケジュール・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・統合運用システム等に関する運用期間の早期開始のための提案が記載されているか。 ・統合運用システム等に関する運用期間の早期開始の信頼性の高い具体的なスケジュールが提案されているか。 	10	
	専用地上局の本格的運用期間の早期開始のためのスケジュール・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・専用地上局に関する本格的運用期間の早期開始のための提案が記載されているか。 ・専用地上局に関する運用期間の早期開始の信頼性の高い具体的なスケジュールが提案されているか。 	10	
	統合運用システム等の不測の事態にも対応した方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・統合運用システム等に関する不測の事態にも対応した方策等の提案が具体的に記載されているか。 	10	
	専用地上局の不測の事態にも対応した方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・専用地上局に関する不測の事態にも対応した方策等の提案が具体的に記載されているか。 	10	
機能・性能	統合運用システム等の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準より優れた機能の搭載に関する提案が、実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。 	10	

		統合運用システム等の性能	・要求水準より優れた性能を有する統合運用システム等の運用に関する提案が、システムの性能値及び実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。	10	
		専用地上局の設置場所・機能	・専用地上局の設置場所・機能に関して要求水準より優れた提案が、最適と考える場所や基数、主系・従系の配置を実現するための根拠に基づき詳細に記載されており、現在の技術水準に照らしても実現可能と判断できるか。	10	
		統合運用システム等の抗たん性や耐災害性など	・統合運用システム等の抗たん性や耐災害性などの確保が具体的に記載されているか。	10	
		専用地上局の抗たん性や耐災害性など	・専用地上局の抗たん性や耐災害性などの確保が具体的に記載されているか。	10	
D ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進に関する法律に基づく認定に係る認定通知書	・女性活躍推進法、次世代法、青少年雇用促進法に関する具体的な取り組みの確認（認定の取得状況等）が記載されているか。	5	35
		賃上げを実施する企業に対する加点措置	・賃上げに関する表明書が提示されているか。	25	
		賃上げ未実施の企業に対する減点措置	・減点措置の対象者として財務省から通知を受けた者か。	-26	

マイナンバーカードの普及に関する取組	マイナンバーカードの普及に関する取り組み状況	・マイナンバーカード普及に関する具体的な取り組みの確認が記載されているか。	5	
合計			500	